

手順書: 感染に係る薬剤投与関連

27. 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(尿混濁の有無、発熱の程度等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、感染徵候時の薬剤を投与する

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
感染徵候を有する患者

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】
 意識状態の変化がない
 バイタルサインの変化なし
 白血球数<12,000、または、白血球数>4,000 mm³
 尿量 0.5ml/kg/hr 以上
 グラム染色により初期治療薬の選択が可能な場合

病状の範囲内
安定/緊急性なし

病状の範囲外
不安定/緊急性あり

【診療の補助内容】
感染徵候がある者に対する薬剤の臨時投与

主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

【特定行為を行うときに確認すべき事項】
 意識状態の変化
 バイタルサインの変化
 SpO₂≤97%
 皮疹、粘膜浮腫の変化（アナフィラキシー症状の有無）

1項目でもあり

どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

呼吸苦
 喘鳴
 肺副雜音

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告

【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】
1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載